

発表場所：（社）日本測量協会 会議室 （記者会見）

発表日時：平成19年3月26日（月）15時（解禁日時）

地理空間情報社会を担う地理空間情報専門技術認定制度の創設

社団法人日本測量協会（会長 宮崎大和）は、平成19年度から地理空間情報専門技術認定制度を創設します。

この制度は、平成19年の通常国会に提出された「地理空間情報活用推進基本法案」を受け、地理空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見、地理空間情報の基盤を確立するための設計・構築に関する基本的な能力を有する技術者を社会に創出するための講習会及び認定試験を内容にしております。

地理空間情報専門技術者は、日本測量協会測量専門技術認定者が受講対象者となります。測量専門技術認定制度の名称も、今後、地理空間情報専門技術認定制度に変更していく予定です。

地理空間情報専門技術者は、めまぐるしく進化する最新の地理空間情報技術を有することにより、地理空間情報基盤の品質の安定的な確保を担い、国民に安定した地理空間情報を提供することができます。結果として、行政の効率化・高度化、国民生活の安全・安心の確保、また新産業の創出等に貢献するとともに、測量技術者の社会的地位の向上が図られ、社会福祉の向上に寄与するものと期待できます。

○ その他参考資料

別紙1： 地理空間情報専門技術者の認定制度について

別紙2： 地理空間情報活用推進基本法

（問い合わせ先）

| | | |
|-------------|------------|----------------------|
| 社団法人 日本測量協会 | 〒112-0002 | 東京都文京区小石川1-3-4 |
| 測量継続教育センター | 測量専門技術教育部長 | 白井康友 電話 03-5684-3358 |
| 測量継続教育センター | 教務部長 | 佐藤春治 電話 03-5684-3355 |

地理空間情報専門技術者の認定制度について

本通常国会に提出された「地理空間情報活用推進基本法案」は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念等を定めたものです。また、国土地理院では、地理空間情報を高度に活用できる社会を実現するために、平成19年度から「地理空間情報の高度な活用の推進」を重点事業に掲げています。

このような新たな法案及び重点事業等を推進するために、日本測量協会（会長 宮崎大和）では、新たに「地理空間情報専門技術認定制度」を平成19年度から創設します。

「地理空間情報専門技術認定制度」は、測量の専門領域が空間位置と関係づけられた様々な情報を扱う技術へと発展し、また、利用される領域が国土から社会生活にいたるまでの広がりをみせていることを背景にして、従来 of 測量専門技術に加え、地理空間情報の関連事業の設計・構築の能力を有する技術者を社会的に認定するための新たな制度です。

1. 受講及び受験資格

測量専門技術者で、今後は地理空間情報の設計・構築に関する基本的技術を理解し、地理空間情報全般に対しての適切な業務計画、管理、技術指導を行わせようとするものを対象とする。

2. 専門技術認定資格体系（案）

（現行：測量専門技術者）

| | | |
|--------|----|----|
| 基準点測量 | 1級 | 2級 |
| 写真測量 | 1級 | 2級 |
| G I S | 1級 | 2級 |
| 路線測量設計 | | |
| 河川測量設計 | | |
| 用地測量設計 | | |
| 防災調査 | | |
| 環境調査 | | |

地理空間情報
専門技術講習会
+
認定試験

（H19～：地理空間情報専門技術者）

| | | |
|--------|----|----|
| 基準点測量 | 1級 | 2級 |
| 写真測量 | 1級 | 2級 |
| G I S | 1級 | 2級 |
| 路線測量設計 | | |
| 河川測量設計 | | |
| 用地測量設計 | | |
| 防災調査 | | |
| 環境調査 | | |

3. 地理空間情報専門技術者数（想定）

全国：3,000人（主に測量専門技術認定登録更新者が対象）

4. カリキュラムの概要

- ①地理空間情報活用推進基本法案
- ②地理空間情報活用推進基本法案に伴う測量法の改正案
- ③地理空間情報活用推進基本計画案
- ④地理空間情報の基盤整備
- ⑤地理空間情報技術の応用
- ⑥衛星測位に関する技術
- ⑦プロポーザルの作り方

5. 講習会の方法

全国の受講者が同じ条件で受講可能となるよう、CD-ROMによる自己学習とする。

6. 認定試験の方法

学力試験及びレポート提出

7. 有資格者の処遇

有資格者は、主任技師（総括責任者）または技師（班長）と同等クラスの技術者として認定されます。

具体的には、国土地理院をはじめ、国土交通本省、地方整備局、地方公共団体、公益法人等が計画する地理空間情報関連事業の入札条件の際の技術評価要素及び選定要件として利用されることが期待できます。

地理空間情報専門技術講習会受講計画

1. 受講対象者

①平成19年度

- ・平成16年度～18年度測量専門技術認定登録更新者
- ・平成19年度専門技術認定登録更新受講希望者（平成19～20年度更新受講者）
- ・平成16年度～18年度測量専門技術認定者
- ・平成19年度専門技術認定者

②平成20年度以降

- ・上記①の対象者で受講できなかった者
- ・当該年度ば専門技術認定者

2. 受講対象者への周知

- ・月刊測量2月号以降に掲載
- ・19年度講習会計画冊子を作成し、会員に送付（月刊測量3月号または4月号送付時）
- ・HPに掲載
- ・はがき案内